

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同参画社会推進課) 一
- 有害図書類の指定 () 同 () 一
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 二
- 昭和四十六年宮城県告示第六十四号(農地法による別段の面積)の廃止 (農業振興課) 二
- 昭和四十六年宮城県告示第二百四十二号(農地法施行令による算定方法に代るべき算定方法の設定)の廃止 () 同 () 二
- 平成十七年宮城県告示第四百二号(農地法第六条第一項第一号に定める面積に代わるべき面積)の廃止 () 同 () 二
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 道路の供用開始 () 同 () 三
- 都市計画変更案の縦覧 (都市計画課) 三

告 示

○宮城県告示第十六十四号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会

- 一 代表者の氏名 堺 武男
 - 二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区国分町三丁目四番十一号
 - 三 定款に記載された目的 この法人は、広く国民に対して、母乳育児の推進に関する事業を行い、国民の健康の向上に寄与することを目的とする。
 - 四 申請のあった年月日 平成二十一年十一月二十六日
 - 宮城県告示第十六十五号
- 青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。
- 平成二十一年十二月十五日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	黄金のGT 1月号 12259・01	(株)晋遊舎
二	同	アクトレス・スキャンダル 12260・12	(株)晋遊舎
三	同	エンタテインメントダッシュ 02059・12	(株)晋遊舎
四	同	恋愛白書バステル 1月号 19625・01	(株)宙出版
五	同	恋愛リアル白書 ジョ・ウ・ネ・ツ冬号 18816・01	(株)宙出版
六	同	恋愛パラダイス 1月号 09675・1	(株)竹書房
七	同	女神のG・P 65582・90	(株)竹書房
八	同	BUBKA 1月号 17885・01	(株)コアマガジン
九	同	劇画マッドマックス 1月号 03369・01	(株)コアマガジン
十	同	衝撃のXXX vol.2 13320・12	ミリオン出版(株)
十一	同	月刊エンタメ 1月号 02053・1	(株)徳間書店
十二	同	裏モノJAPAN 1月号 01805・1	(株)鉄人社

十三	同	Sweet プチ 1月号 15487・01	(株)笠倉出版社
十四	同	エキサイター 12月号 12031・12	インフォレスト(株)
十五	同	アイドル魂 the ハッスル VOL. 9 68297・39	マイウェイ出版(株)
十六	同	実録 今でもある！ 最凶拷問	(株)徳間書店

二 指定理由

図書類の内容が、一から十五までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、十六の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、及び著しく自殺又は犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第千六百六十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十一年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

七 百 二 十	湯通し塩蔵わかめ	有限会社橋本水産食品 代表取締役 千葉小太郎	有限会社橋本水産食品	本吉郡南三陸町歌津字中山五九・四
五 百 五 十	宮城県産仙台味噌	仙台味噌醤油株式会社 代表取締役社長 遠藤勝之	仙台味噌醤油株式会社 社わさび沢工場	大崎市松山金谷字山葵沢東六・一
七 百 六 十	乾のり・焼きのり	株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店 代表取締役 佐藤富行	株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店	仙台市泉区北中山四丁目一三・二

二 認証年月日

平成二十一年十二月八日

○宮城県告示第千六百六十七号

昭和四十六年宮城県告示第六十四号（農地法による別段の面積）は、廃止する。

平成二十一年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千六百六十八号

昭和四十六年宮城県告示第二百四十二号（農地法施行令による算定方法に代るべき算定方法の設定）は、廃止する。

平成二十一年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千六百六十九号

平成十七年宮城県告示第四百二二号（農地法第六条第一項第二号に定める面積に代わるべき面積）は、廃止する。

平成二十一年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千七百七十号

宮宮迫南方地区土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年十二月十五日から平成二十二年一月十九日まで

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市南方総合支所

○宮城県告示第千七百七十一号

平成二十一年十二月十五日

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市南方総合支所

○宮城県告示第千七百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河北桃生線
- 三 道路の区域

変更の区間 石巻市小船越字岩崎前四七番一地从り 同市飯野字寒風沢内田二九番六地先まで	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前	後			
	A	B	一三・〇 一四・八	一〇五・〇	
	A	B	八・四 四七・〇	一、七〇六・〇	
	A	B	一四・四 四七・〇	一、七〇六・〇	

○宮城県告示第七七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市小船越字岩崎前四七番一地从り 同市飯野字寒風沢内田二九番六地先まで	平成二十一年 十二月十五日

○宮城県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第四号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鷺沢都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鷺沢都市計画下水道

2 名称 迫川流域下水道

二 変更の内容

1 都市計画を合同し、都市計画の名称及び排水区域の接続する下水道の名称を変更する。

2 鷺沢都市計画下水道を廃止する。

三 都市計画を変更しようとする土地の区域

築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画迫川流域下水道が決定されている区域

四 都市計画を廃止しようとする土地の区域

鷺沢都市計画迫川流域下水道が決定されている区域

五 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び栗原市役所（下水道課）

六 縦覧期間

平成二十一年十二月十五日から平成二十二年一月六日まで

七 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。